

市町村における生物多様性に係る条例の制定状況

県自然保護課調査(平成18年10月)

市町村名	制定・検討なし	検討中	済	条例名等
千葉市		○		千葉県の変向を見て検討する予定
銚子市	○			
市川市			○	<p>・市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例、施行規則 (H17.3.30に条例が制定され、H17.7.1から施行。)</p> <p>この条例は、宅地(特に台地上に立地)における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進を図り、地下水の涵養による良好な水循環の保全、雨水の河川への急激な流出抑制及び水資源の有効利用によって、総合治水対策ばかりでなく、かつてあった湧水の再生や平常時の河川の維持水量の増加を期待し、湧水、谷津や湿地、河川など地域の水辺全般における生物生息場所の確保、生物多様性の保全を目指すものである。</p> <p>・生物多様性に係る条例の制定に関しては、条例内容等は未定であるが、平成18年3月に策定した市川市自然環境保全再生指針において、国等の法制化の動きや、市民意識の高まりを的確に把握し、将来的に「条例化も視野に入れた対応」を行うこととしている。</p>
船橋市	○			
館山市	○			
木更津市	○			
松戸市	○			
野田市		○		<p>名称:野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例 概要:貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図る。 ※平成18年12月議会で決定の見込み</p>
茂原市	○			
成田市	○			
佐倉市	○			
東金市	○			
旭市	○			
習志野市	○			
柏市	○			
勝浦市	○			
市原市	○			
流山市	○			
八千代市	○			
我孫子市	○			
鴨川市	○			
鎌ヶ谷市	○			
君津市	○			
富津市	○			
浦安市	○			
四街道市	○			
袖ヶ浦市	○			
八街市	○			
印西市	○			
白井市	○			
富里市	○			
南房総市	○			
匝瑳市	○			
香取市	○			
山武市	○			
いすみ市	○			

